

令和8年2月18日

県民への説明

福岡県春日市桜ヶ丘二丁目59番地

NPO法人春日地域推進協議会

代表理事 甲斐豊輝

1 説明に係る事実

令和5年度及び令和6年度に係る事業報告書等を事業期間終了後3ヶ月以内に提出すべきところ、期限内に提出できておりませんでした。

2 事業報告書等の提出がなされていない理由

報告書等提出に関する事務体制及び確認体制が整っておらず、理事会における期限管理が十分に機能していなかったためです。

3 今後の提出予定

当該事業報告書等は、令和8年2月18日付で提出いたしました。今後は期限を厳守します。

4 提出時期を遵守するための方策

今回の経緯を理事会及び総会で説明するとともに、今後は、理事会として事務処理及び管理体制を強化し、再発防止に努めます。